平成 23 年 (2011 年) 東京電力 (株) 福島第一・第二原子力発電所事故 (東日本大震災) について

平成 23 年 8 月 2 日 (15:00 現在) 原 子 力 災 害 対 策 本 部

1. 前回からの主な事象・対応等

〇東京電力(株)福島第一原子力発電所

<1号機関係>

- ・原子炉注水量について、注水ポンプ 1 台で 3.8m³/h に調整 (7 月 27 日 18:10)
- ・原子炉格納容器内の気体のサンプリング作業を実施(7月29日10:37~12:50)
- ・原子炉注水量が 3.4m³/h まで低下したため、3.6m³/h に調整(7月30日11:57)
- ・原子炉注水量が 3.5m³/h まで低下したため、3.7m³/h に調整 (7月31日5:01)
- 原子炉注水量の漸減傾向を考慮して原子炉注水量を 3.9 m³/h に調整 (8 月 1 日 17:55~17:56)

<2号機関係>

- ・原子炉注水量について、注水ポンプ1台で3.5m³/hに調整(7月27日18:10)
- ・原子炉建屋において、ロボットによる現場確認及び線量調査を実施(7月26日11:15~13:00)
- ・原子炉建屋に入域し、現場確認及び線量調査を実施(7月27日12:00~12:40)
- ・原子炉注水量について、注水ポンプ1台で9.0m³/hに調整(7月27日18:10)
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送 (7 月 22 日 16:56~7 月 29 日 9:43)
- ・原子炉注水量が 3.2m³/h まで低下したため、3.6m³/h に調整 (7月28日17:30)
- ・原子炉注水量が 3.3m³/h まで低下したため、3.6m³/h に調整 (7月 30日 11:57)
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送(7月30日16:10~)
- ・原子炉注水量が 3.2m³/h まで低下したため、3.7m³/h に調整 (7月31日5:01)
- ・原子炉注水量の漸減傾向を考慮して原子炉注水量を 3.9 m³/h に調整 (8 月 1 日 17:55~17:56)

<3号機関係>

- ・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送(7月22日16:53~7月29日9:48)
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジンを注入 (7 月 29 日 11:55~13:29)
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジンを注入 (7 月 30 日 11:12~12:57)

・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送(7月30日16:13~)

<4号機関係>

- ・使用済燃料プールの代替冷却装置の2次系試運転を実施(7月27日10:50~11:37、7月28日10:55~11:53)
- ・使用済燃料プールの代替冷却装置の1次系リークテストを実施(7月27日10:20~13:00)
- ・使用済燃料プールの代替冷却装置の1次系耐圧試験を実施(7月28日10:09~10:57)
- ・機器仮置きプール (DSP) へ水張り (7月28日14:33~18:50、30日13:16~14:47)
- ・使用済燃料プールの代替冷却装置の試運転開始(7月31日10:08)。その後、本格運転開始(同日12:44)
- 仮設放水設備により使用済燃料プールに淡水(約 25t) を注水(7 月 31 日 8:47~9:38)
- 仮設放水設備により使用済燃料プールに淡水(約 20t) を注水(8 月 1 日 8:06~8:48)

<5号機関係>

・更新情報なし

<6号機関係>

- ・タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月26日11:00~7月27日16:00)
- ・原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送(7月26日11:00~12:00)
- ・タービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始 (7月27日10:00)。その後、移送ポンプからの漏えいにより、移送停止(同日10:45)。 移送ポンプの交換作業を実施(同日12:30~14:00)。(なお、漏えい量は約20リットルであり、漏えい水の地面や海洋への流出はない。)
- ・原子炉建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月27日8:45~11:20、13:00~13:30)
- ・タービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始 (7月28日10:00~17:00)
- ・タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送 (7月28日11:00~16:00)
- ・タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送開始(7月29日10:00~17:00)
- ・タービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送(7月30日10:00~17:00)
- タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月30日11:00~16:00)
- ・タービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送 (7 月 31 日 10:00~17:00)
- ・タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月31日11:00~16:00)
- ・タービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送(8月2日10:00~)
- タービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(8月2日11:00~)

<使用済燃料共用プール>

・建屋地下の滞留水を淡水化装置上流側の受入タンクへ移送(7月30日11:04~8月2日

5:45、計約 300 トン(m³))

<汚染水の拡散防止>

- 汚染水拡散防止のための鋼管矢板による閉塞作業のため、1~4号機取水口北側のシルトフェンスを開閉(7月26日13:05~14:15、同日15:05~15:43、7月27日9:30~11:10、同日11:30~11:50、7月28日9:30~9:50、同日11:50~12:10、7月29日10:20~10:35、同日12:25~12:45、7月30日9:15~9:30、同日12:05~12:20、7月31日8:35~8:45、同日11:10~11:20、8月1日11:50~12:15)

<リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況>

- ・7月26日8:45~16:00 (コンテナ5個分)
- ・7月27日8:45~16:00 (コンテナフ個分)
- ・7月28日8:45~16:00 (コンテナ7個分)
- ・7月29日8:45~16:10 (コンテナ6個分)
- ・7月30日8:45~16:00 (コンテナ9個分)
- 7月31日8:00~16:10 (コンテナ8個分)
- ・8月1日8:45~16:15 (コンテナ5個分)

くその他>

- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月27日11:37~17:23)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月28日11:11~12:15)
- ・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送(7月28日16:08~7月30日16:00)
- ・セシウム吸着装置の1系列でポンプが一時停止(7月29日5:08~)
- ・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送開始(7月29日10:03~16:09)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月29日11:00~11:34)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月30日11:30~13:35)
- ・淡水化装置の移送配管からの漏えいにより、淡水化装置の運転を一時停止(7月31日11:20~15:02)
- ・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(7月31日13:58~8月1日10:21)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(8月1日11:35~13:55)
- ・1,2号機主排気筒底部の非常用ガス処理系配管接合部付近の配管の表面線量率が10Sv/h 以上であることを確認(8月1日14:30)

〇東京電力(株)福島第二原子力発電所

< 1~4号機関連>

・更新情報なし

〇人的被害

<被ばくの可能性>

- 7月26日午後2時45分頃、全面マスクを着用し、福島第二原子力発電所より福島第一原子力発電所に移動し、その後発電所構内で車両の運転を行っていた東京電力社員が、免震重要棟に引き上げてきた際、全面マスクにチャコールフィルターが装着されていないことが判明し、当該作業員の内部被ばく線量評価を行った結果、身体への影響がないレベルであることを確認した。
- 7月29日、東京電力(株)は、福島第一原子力発電所における緊急時作業に従事する作業者の3月及び4月の内部被ばく線量の一次評価状況等について、厚生労働省に報告した。 それによれば、3月の内部被ばく線量100mSv超過者は13名であり、また、6月に新たに 従事した作業者2,308名の外部被ばく線量の最大値は38,66mSvであった。

<負傷者等の状況>

・更新情報なし

○原子力災害対策本部等の対応

【7月28日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1、第2、第3及び 第4号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置について、同社よりそれぞれ、 7月13日、5月21日、6月15日及び7月13日付けで報告書を受領し、その報告内 容の評価を実施したところ。これらの一部を変更する報告書を同社より受領した。なお、 報告書の変更は記載を適正化するためのものであり、当院の評価結果に影響は生じないことを確認した。

【8月1日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発災後、核物質防護規定における出入管理の運用方法と一部異なる運用がされており、立入者に対する本人確認に係る手続きが不十分であることを確認したことから、8月1日付けで同社を厳重に注意するとともに、出入管理において確実に本人確認を行うため、改善とその内容の報告を求めた。

〇避難指示

- (1)避難指示
 - ・更新情報なし

(2) 警戒区域への一時立入りについて

・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

南相馬市	7月	30日,31日
	8月	1日
富岡町	7月	30日,31日
	8月	1日
楢葉町	7月	30日,31日
	8月	1日

・次の市町村で、車の持ち出しを実施。

南相馬市	7月	27 日
浪江町	7月	27 日
富岡町	7月	28 日
双葉町	7月	28 日
大熊町	7月	28 日
楢葉町	7月	28 日

2. 各プラント等の状況

- ○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)
- (1) 運転状況
 - 1号機(46万kW)(自動停止)
 - 2号機 (78 万 4 千 kW) (自動停止)
 - 3号機 (78 万 4 千 kW) (自動停止)
 - 4号機(78万4千kW)(定検により停止中)
 - 5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)
 - 6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) 主なプラントパラメーター (8月2日12:00 現在)

	1 号機	2号機	3号機	4 号機	5号機	6号機 (冷温停止)
原子炉圧力* ¹ [MPa]	0. 122 (A) *5 - (B) *5	0. 133 (A) *7 - (B) *7	-0. 067 (A) *3 -0. 001 (C) *3	_	0. 113	0. 124
原子炉格納容器圧力 (D/W)[kPa]	132. 1	133*8	101. 6*8	_	_	_
原子炉水温度 [°C]	_	_	_	_	26. 3	35. 5
原子炉水位*² [mm]	ダ [・] ウンスケール (A) -1700 (B) *3	-1850 (A) *3 -2200 (B) *3	-1900 (A) * 3 -2300 (B) * 3	_	1882	2067
原子炉格納容器内 S/C 水温 [°C]	45. 8 (A) 45. 5 (B)	49. 4 (A) 49. 3 (B)	45. 7 (A) 45. 8 (B)	_	_	_
原子炉格納容器内 S/C 圧力 [kPa]	110	タ゛ウンスケール* ⁴	183. 9	_	_	_
使用済燃料プール 水温度 [℃]	* 4	33. 0	30. 1	44*6	28. 8	47. 5
備・考(データ採取時間)	8/2 11:00 現在の値	8/2 11:00 現在の値	8/2 11:00 現在の値	8/2 11:00 現在	8/2 12:00 現在の値	8/2 12:00 現在の値

*1:絶対圧に換算

* 2:燃料頂部からの数値

*3:状況推移を継続確認中

* 4:計器不良

*5:6月4日11:00より、仮設計器の値をA系に代表して記載

*6:仮設の熱電対の測定値

*7:6月24日20:00より、仮設計器の値をA系に代表して記載(参考値)

*8:7月16日5:00より、データ記載計器を変更

(3) 各プラント等の状況

<1号機関係>

- ・無人へリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施 (7 月 24 日 4:28 ~5:57)
- ・原子炉注水量が 3.3m³/h まで低下したため、3.8m³/h に調整 (7月24日11:10)
- ・原子炉格納容器への窒素封入について、2,3号機に供給しているコンプレッサーからの供給に切り替え(7月24日20:00)

<2号機関係>

- ・無人へリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施 (7 月 22 日 5:06 ~6:02)
- ・原子炉注水量が 3.4m³/h まで低下したため、炉注水量を 3.8m³/h に調整(7月22日8:43)
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送(7月22日16:56~)
- ・原子炉注水量が 3. 2m³/h まで低下したため、炉注水量を 3. 8m³/h に調整 (7 月 23 日 9:35)
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン(約1m³)を注入(7月25日12:29~13:27)
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン(約 1.2 m³)を注入 (7月 26日 11:15~12:52)

<3号機関係>

- ・夜の森線2回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止(7月21日8:38~14:52)
- 大熊線 2 号のしゃ断機停止により、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止 (7 月 22 日 7:10~11:50)
- ・タービン建屋屋上開口部の仮屋根の取付作業を実施(7月22日8:30~15:30)
- ・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送(7月22日16:53~)
- ・夜の森線2回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止(7月23日3:24~11:45)
- 無人へリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施 (7 月 23 日 4:37 ~6:08)

<4号機関係>

・機器仮置きプール (DSP) へ水張り (7月20日11:15~15:39、7月24日10:37~15:20)

<5号機関係>

・更新情報なし

<6号機関係>

・6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月21日11:00~7月22日 18:00)

- 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月23日11:00~18:00)
- 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月24日11:00~16:00)
- 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送(7月26日11:00~)

<使用済燃料共用プール>

- ・夜の森線2回線復旧工事のため、冷却を一時停止(7月21日8:40~14:41)
- 大熊線2号のしゃ断機停止により、冷却を一時停止(7月22日7:10~10:40)
- ・夜の森線2回線復旧工事のため、冷却を一時停止(7月23日3:46~9:41)
- 7月26日6:25時点でのプール水温度は35℃程度

<リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況>

- ・7月21日8:45~16:00 (コンテナへの収納はなし)
- ・7月22日8:45~16:00 (コンテナ3個分)
- ・7月23日8:45~16:00 (コンテナ4個分)
- ・7月24日8:45~16:15 (コンテナ3個分)
- ・7月25日8:45~16:15 (コンテナ3個分)

<その他>

- ・大熊線 2 号のしゃ断機停止により、水処理装置が一時停止(7月22日7:10~15:37)
- ・バッファタンクの水位が低下したため、ろ過水タンクからバッファタンクへ補給(7月22日17:00~7月23日11:04)
- ・夜の森線2回線復旧工事のため、水処理装置を一時停止(7月23日8:45~15:26)。その後、定常流量に到達(同日16:27)
- ・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋への滞留水の移送を開始(7 月 23 日 14:15 ~19:00)
- ・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送(7月23日18:10~19:27)
- ・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送(7月24日11:27~15:11)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月24日12:30~16:35)
- ・バッファタンクの水位が低下したため、ろ過水タンクからバッファタンクへ補給(7月24日17:44~)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月25日10:29~10:48)
- ・セシウム吸着装置の1系列でポンプが一時停止(7月25日21:35~21:56)。その後、定常流量に到達(同日22:00)
- ・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(7月26日9:59~)
- ・水処理装置のベッセルを交換(水処理装置の停止なし)(7月26日11:37~14:06)

〇東京電力(株)福島第二原子力発電所

(1)運転状況

- 1号機(110万kW)(自動停止、3月14日17:00冷温停止)
- 2号機(110万kW)(自動停止、3月14日18:00冷温停止)

3号機(110万kW)(自動停止、3月12日12:15冷温停止)

4号機(110万kW)(自動停止、3月15日7:15冷温停止)

(2) 主なプラントパラメーター (8月2日12:00 現在)

	1 号機	2号機	3号機	4 号機
原子炉圧力* ¹ [MPa]	0. 15	0. 09	0. 12	0. 17
原子炉水温度 [°C]	26. 7	27. 2	30. 8	28. 7
原子炉水位*² [mm]	8396	8246	8296	8196
原子炉格納容器内 S/C 水温 [°C]	27	28	28	29
原子炉格納容器内 S/C 圧力 [kPa]	106	105	110	107
備・考(データ採取時間)	8/2 12:00 現在の値	8/ 12:00 現在の値	8/2 12:00 現在の値	8/2 12:00 現在の値

*1:絶対圧に換算

*2:燃料頂部からの数値

〇人的被害

<被ばくの可能性>

•7月20日、東京電力は、福島第一原子力発電所における3月及び4月の作業者の内部被ばく線量について、「50mSv超100mSv以下」の作業者は64名であると発表した。

(参考) 250mSv 超過者の人数:6名(7月16日15:30現在)

<負傷者等の状況>

更新情報なし

〇原子力災害対策本部等の対応

【7月21日】

原子力安全・保安院は、7月15日に報告した福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画の見直しを行い、改めて原子力安全委員会に報告し、了承された。

【7月22日】

原子力安全・保安院は、7月21日に原子力安全委員会から了承が得られた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」に基づき、発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価を行い、その結果について、当院に対して報告することを各電気事業者等に対し求めた。

3. 避難指示

- (1)避難指示(8月2日現在)
- ・ 3 月 11 日 東電福島第一発電所の半径 3km 圏内の避難、3km~10km 圏内の屋内退避
- ・ 3 月 12 日 東電福島第一発電所の半径 10km 圏内の避難
- 3月12日 東電福島第二発電所の半径3km圏内の避難、3km~10km圏内の屋内退避
- 3月12日 東電福島第二発電所の半径10km 圏内の避難
- ・ 3 月 12 日 東電福島第一発電所の半径 20km 圏内の避難
- ・ 3 月 15 日 東電福島第一発電所の半径 20~30km 圏内の屋内退避
- 4月22日 東電福島第一原発から半径20kmから30km圏内に設定されていた屋内への 退避を解除するとともに、計画的避難区域(葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部 及び南相馬市の一部であって、東電福島第一原発から半径20km圏内の地域を除く)及 び緊急時避難準備区域(広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部。 ただし、東電福島第一原発から半径20km圏内の地域を除く)を設定
- ・6月16日 原子力災害対策本部は、原子力安全委員会の意見も聴いて、「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」を定めた。この対処方針に基づき、国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて、除染が容易ではない年間20mSvを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、該当する住民の方に対して注意喚起、避難の支援や、促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。
- ・ 6 月 30 日 原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議を踏まえ、伊達市 の 104 地点(113 世帯)に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、伊達市に通知。
- ・原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議を踏まえ、7月21日に南相 馬市の57地点(59世帯)に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、南相馬市に通知。

(2)警戒区域への一時立入りについて(8月2日現在)

・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

	200 H 1 1 C E 200 H 2 7 7 E 2018					
川内村	5月	10 日, 12 日				
葛尾村	5月	12 日				
田村市	5月	22 日				
南相馬市	5月	25 日, 27 日				
	6月	7日,8日,14日,15日,18日,19日,28日,29日				
	7月	6日,7日,14日,15日,22日,23日,30日,31日				
	8月	1日				
富岡町	5月	25 日				
	6月	6日,7日,8日,9日,14日,15日,18日,19日,28日,29日				
	7月	6日,7日,14日,15日,22日,23日,30日,31日				
	8月	1日				
浪江町	5月	26 日, 27 日				
	6月	4日,5日,11日,12日,21日,22日,25日26日				
	7月	1日,2日,9日,10日,16日,17日,24日,25日,26日				
双葉町	5月	26 日, 27 日				
	6月	6日,9日,11日,12日,21日,22日,25日,26日				
	7月	1日,2日,9日,10日,16日,17日,24日,25日,26日				
大熊町	6月	4日,5日,6日,9日,11日,12日,21日,22日,25日,26日				
	7月	1日,2日,9日,10日,16日,17日,24日,25日,26日				
楢葉町	6月	6日,7日,8日,9日,14日,15日,18日,19日,28日,29日				
	7月	6日,7日,14日,15日,22日,23日,30日,31日				
	8月	1日				

・次の市町村で、車の持ち出しを実施。

川内村	6月	1日
葛尾村	6月	2 日
田村市	6月	2 日
南相馬市	6月	1日,17日
	7月	3日,11日,19日,27日
富岡町	6月	17日,24日
	7月	4日,12日,19日,20日,28日
浪江町	6月	2日,17日
	7月	3日,11日,19日,27日
双葉町	6月	2日,24日
	7月	4日,12日,20日,28日
大熊町	6月	2日,24日
	7月	4日,12日,19日,20日,27日,28日
楢葉町	6月	24 日
	7月	4日,12日,20日,28日

4. 出荷制限・摂取制限品目(8月2日現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
	〇原乳(田村市*1、南相馬市*2、川俣町	
	(山木屋の区域に限る)、桑折町、棚倉町、	
	浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、	
	広野町、飯舘村、葛尾村、川内村 ^{※1} 、北塩	
	原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会	
	津若松市、天栄村、柳津町、昭和村、金山	
	町、只見町、昭和村、檜枝岐村、玉川村)	
	〇非結球性葉菜類 ((ホウレンソウ、コマ	〇非結球性葉菜類((ホウレンソウ、コマ
	ツナ等) すべて) (田村市*1、南相馬市*2、	ツナ等)すべて)(田村市*1、南相馬市*
	川俣町(山木屋の区域に限る)、広野町、	2、川俣町(山木屋の区域に限る)、広野
	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、	町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪
	川内村、葛尾村、飯舘村)	江町、川内村、葛尾村、飯舘村)
	〇結球性葉菜類 (キャベツ等) (田村市*1、	〇結球性葉菜類 (キャベツ等) (田村市**1、
	南相馬市*2、川俣町(山木屋の区域に限	南相馬市**2、川俣町(山木屋の区域に限
	る)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、	る)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、
	双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村)	双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村)
	〇アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カ	〇アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カ
	リフラワー等)(田村市 ^{※1} 、南相馬市 ^{※2} 、	リフラワー等)(田村市 ^{※1} 、南相馬市 ^{※2} 、
福島県	川俣町(山木屋の区域に限る)、広野町、	川俣町(山木屋の区域に限る)、広野町、
油场乐	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、
	川内村、葛尾村、飯舘村)	川内村、葛尾村、飯舘村)
	〇カブ(田村市*1、南相馬市*2、川俣町	
	(山木屋の区域に限る)、広野町、楢葉町、	
	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、	
	葛尾村、飯舘村)	
	〇しいたけ(露地で原木栽培されたもの:	〇しいたけ(露地で原木栽培されたもの:
	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬	飯舘村)
	市、田村市*1、川俣町、浪江町、双葉町、	
	大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、	
	葛尾村、川内村*1、施設で原木栽培された	
	もの:伊達市、本宮市、新地町)	
	〇たけのこ(伊達市、相馬市、南相馬市、	
	本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村)	
	Oくさそてつ (こごみ) (福島市、桑折町)	
	〇うめ(福島市、伊達市、相馬市、南相馬	
	市、桑折町)	
	O4*3	
	〇イカナゴの稚魚 (コウナゴ) (全域)	〇イカナゴの稚魚 (コウナゴ) (全域)

ı	
〇ヤマメ(養殖を除く)(秋元湖、檜原湖、	
小野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬	
川(酸川との合流点から上流部分に限る)、	
阿武隈川(支流を含む)、真野川(支流を	
含む))	
〇ウグイ(阿武隈川のうち信夫ダムの下流	
(支流を含む)、真野川(支流を含む))	
〇アユ(養殖を除く)(阿武隈川のうち信	
夫ダムの下流(支流を含む)、真野川(支	
流を含む)、新田川(支流を含む))	
O 牛 *3	
O 牛 *3	
〇茶(全域)	
〇茶(鹿沼市、大田原市、栃木市)	
〇茶(桐生市、渋川市)	
〇茶(野田市、成田市、勝浦市、八街市、	
富里市、山武市、大網白里町)	
〇茶(相模原市、南足柄市、小田原市、中	
井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、	
湯河原町、清川村)	
	ト野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬川(酸川との合流点から上流部分に限る)、可武隈川(支流を含む)、真野川(支流を含む)) つウグイ(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)、真野川(支流を含む)) つアユ(養殖を除く)(阿武隈川のうち信とダムの下流(支流を含む)、真野川(支流を含む)、真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)) つキ*3 つ牛*3 つ茶(全域) つ茶(鹿沼市、大田原市、栃木市) つ茶(桐生市、渋川市) つ茶(桐生市、渋川市) つ茶(明生市、炭川市) つ茶(相模原市、南足柄市、小田原市、中井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、

※1:福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る

※2:福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町 区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原 町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

※3:県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及びと畜場への出荷を制限

※平成23年7月19日までの「平成23年(2011年)東京電力(株)福島第一・第二原子力 発電所事故(東日本大震災)について」はこちら

http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201107192000genpatsu.pdf